

○**笠井委員** 日本共産党の笠井亮です。

在外公館法の一部改正について、在レンフェ及び在ジュネーブの日本総領事館の廃止及び在勤基本手当の改定については賛成であります。在コソボ大使館の新設にかかわって質問いたします。

コソボの独立をめぐっては、アルバニア系住民とセルビア系住民の武力衝突、NATOによる軍事介入を経て、国連安保理決議一二四四号が出されて、国連の暫定統治のもとで、関係各国などの仲介によるコソボ、セルビア間の地位交渉が行われてきたわけですが、いわばそれが不調のままに、コソボは昨年、二〇〇八年二月に独立を宣言いたしました。そこで、確認いたしますが、現在も、この国連安保理決議を受けて、コソボに国連暫定ミッションが存在しているというふうに承知しておりますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

◆**福嶋政府参考人** お答えいたします。

今御質問のとおり、現地には現在、一九九九年に国連安保理が採択いたしました決議第一千二百四十四号に基づきまして、国連コソボ暫定行政ミッション、UNMIK及び国連安全保障部隊、KFORがそれぞれ派遣されており、コソボの行政の監督や治安の維持に当たっております。

○**笠井委員** 国連による暫定統治、行政、それから治安の維持ということで、それが続いているということでもあります。

もう一つ、現在、コソボを国家として承認している国は、米国や欧州の主要国など五十五カ国で、外交関係を開設している国は二十六カ国で、他方で、ロシア、中国などは承認していなくて、欧州諸国の中でも、スペインとかギリシャなど少数民族問題を抱える諸国は慎重ないし反対な立場をとっていて、関係国の間で対応が分かれているというのが現実だと思うんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

◆**福嶋政府参考人** 今御質問のとおりでございます。

○**笠井委員** そうしますと、そうした経過と現状から見て、我が党としては、日本政府が二〇〇八年三月、コソボの国家を承認したことをそのまま是とすることはできず、したがって、大使館の新設には賛成できないということを表明しておきたいと思えます。

次に、この際ですが、在外公館関係は、もう先立ってかなりいろいろな質疑がありましたので、前回の積み残しということで、引き続き、在沖縄米海兵隊のグアム移転整備事業についてであります。この事業に関連して、防衛省、これまで基本構想策定業務と基本検討支援業務を実施したほかに、グアムにおける建設費等及び住宅市場価格に関する二つの海外調査業務を実施し、既に報告書が提出されているということでもあります。それは

そういうことで間違いありませんか。

◆高見澤政府参考人 お答えいたします。

防衛省が平成十九年度に行いました建設費等に関する海外調査役務、それから住宅市場価格に関する海外調査業務、この報告書は出ております。

○笠井委員 二〇〇七年度と二〇〇八年度にかけて、グアム移転に関連して、基本構想策定業務を初めとして四つの調査業務を、計算しますと、合わせて五億八千万円もかけて行ってきたということであります。

それでは伺いますが、グアム移転の整備事業について、これら四つのほかに発注をした調査業務はありますか。今後の予定はあるかどうか、その二点、お答えください。

◆高見澤政府参考人 お答えいたします。

平成十九年度予算に計上されております再編関連措置としての調査業務として申し上げますと、グアムへの移転関係以外では四件ございまして……（笠井委員「移転関係だけですよ」と呼ぶ）移転関係で申し上げますと、先ほど申し上げました二件のほかに、前回確認をいただきました基本検討ですね。それから、平成二十年度に、これから、現在実施中のものがございます。以上、四件ございます。

○笠井委員 四件ということですが、今後さらに予定はあるのかどうか、そういう調査、グアム移転に関連して。

◆高見澤政府参考人 前回は申し上げましたけれども、平成二十一年度の予算に今お願いをしておりますので、それに従って、いろいろな関係の調査というのは引き続き必要であるというふうに考えております。

○笠井委員 今後もあり得るということであります。

では、四つの業務、今までやってきたうち、現在は報告書としてあるのは三つですよ、一個はまだ進行中ですが。その三つの報告書が全体として、米側との間でいえば、米側のマスタープランに対応して、日米交渉を行う際の参考として用いられているということで理解してよろしいんですか。

◆高見澤政府参考人 お答えいたします。

必ずしもそういうことではないというふうに思っております。

既に二件の報告書を公表しておりますけれども、その内容を申し上げますと、一つは建設費等に関する海外調査役務ということでございますので、これはグアムにおける工事単価等の事実関係の調査、一般的な調査でございます。それから、市場価格に関する海外調査役務というのは、グアムの民間住宅の販売価格、家賃等を調査したものでございまして、これは、本委員会あるいはほかの委員会でも住宅価格が非常に高いのではないかというような御指摘もありましたので、我々としてはそういった一般的な事実関係を調べるという

ことでやったものでございます。

**○笠井委員** では、日米交渉の参考資料として使っている報告書というのは、この基本構想策定業務の、例の去年九月のもの、これを使っているということでもいいわけですね。

**◆高見澤政府参考人** お答えいたします。

いろいろな事実関係の調査は、すべて日米関係の交渉には使うということになりますし、我々としても、一般的に得た知見というのをすべて反映させていくのは当然だと思いますけれども、ただ、一方、この十九年度の三件目の調査は、まさに対米交渉でありますとか、日本側の検討の参考にするための個別的、具体的な調査検討をしたというものでございまして、そういう意味において、先ほど申し上げました二件とはちょっと性格が違うということでございます。

**○笠井委員** いいんです、違っても。要するに使っているということです。

来年度の予算案を見ますと、日本側の経費負担で三百四十六億円というのが予算計上されておりますが、そのうち、ロードマップに明記されていないアンダーセンの空軍基地やアプラ港地区の基盤整備として二百二億円が計上されております。

この基本構想策定業務の報告書を見ますと、これらの基盤整備を予算化するに当たって、当然のこと、この報告書が検討の際の参考として用いられたということで理解しているんですが、そういうことでよろしいですか。

**◆高見澤政府参考人** お答えいたします。

まさに、アメリカ側とやる場合に、そういったいろいろな中身の問題について、日本側として独自の判断、積算等を持ちながら米側の提案内容を評価していく必要があるということでございますので、御指摘のとおりでございます。

**○笠井委員** まさに、実際防衛省が提出した報告書概要版を見ますと、「アンダーセン地区及びアプラ港地区の基盤整備（敷地造成、ユーティリティ、幹線道路及びゲート施設等の整備）」が、早期の着工が目標とされている事業として盛り込まれているわけでありませう。では、さらに、報告書の概要版には「米側案に基づき真水事業で実施する必要のある施設のうち、現時点で米側より提示されているのは以下のとおり」ということで三ページのところにありますが、この真水事業というのは、日本側が財政支出して整備される事業ということよろしいんですか。

**◆高見澤政府参考人** お答えいたします。

まさにここで言っている真水事業というのは、先生御指摘のとおりです。

**○笠井委員** その中で、この報告書の概要版には、来年度の予算案に設計費として約十六億円が計上されたフィネガヤン地区の下士官用隊舎とかアプラ地区のウォーターフロント

司令部庁舎ということなども、着工することが予定されている事業として記されております。

そこで伺いますが、このウオーターフロント司令部庁舎、港湾運用部隊司令部庁舎ということなんだと思うんですが、これはどういうものか。当初、米側案でフィネガヤン地区に建設予定としてきた沖縄から移設する海兵隊司令部庁舎、第三海兵機動展開部隊の司令部の庁舎のことなのか、それとも別のものことなのか、これについて説明してください。

◆高見澤政府参考人 お答えいたします。

現在、二十一年度予算に計上されておりますものは、その後の最新の日米間の調整でいろいろ議論した結果としてやっているものでございます。一方、この報告書というのは、その時点で予定されている事業ということでやっておりますので、現在までの調整の過程とここの報告書の内容というものがすべて一致しているものではございません。まさに、ここの報告書の概要を受けて、実際に日米間でいろいろな交渉をして精査をしていくという性格のものでございます。

○笠井委員 ですから、この報告書の中には、ウオーターフロント司令部庁舎というふうにしたのがあるわけですね、アプラ港地区と書いてあって。この予算書にも、ここに、港湾運用部隊司令部庁舎、アプラ地区、設計というのが入っています。

私が聞いているのは、フィネガヤン地区の基盤整備事業というので工事費で百二十九億円つけている方は、これは、要するに、海兵隊が移るに当たっての第三海兵機動展開部隊の司令部庁舎というのはこっちの話なのかなとこの間の議論でいくと理解をしているんですけども、他方で、もう一個司令部庁舎とか出てくるので、このウオーターフロント司令部というのは、これは報告書にあるかないか、交渉をどうしたかというのは別として、予算書に出ているわけですから、これはどういうものですか。沖縄から移転する際の第三海兵機動展開部隊の司令部のことなのか、それとも、また別個に、もう一個司令部というのを、移転と違って、またそれをつくろうという話なのかということを知っているんです。

◆高見澤政府参考人 お答えいたします。

そういう点でございますれば、アプラ港につきましては、沖縄からの海兵隊の移転に伴って移転する部隊、そのための庁舎というものがアプラ港地区に必要であるということで、そこも含めて予算を計上させていただいているということでございます。

○笠井委員 そうすると、フィネガヤン地区に予定というふうに言ってきた、沖縄から移設すると言っていた海兵隊の司令部というのは、そっちはつくらないということですか。こっちにしたということ。その辺のことをちょっと整理してください。

◆高見澤政府参考人 お答えいたします。

ですから、この点は前回の議論でもあったかと思っておりますけれども、フィネガヤン地区に行く部分というのは当然ありまして、先生御指摘の司令部的なものというのも当然入って

おります。それで、一方、アブラ港の方にもそういったものがあるということで、したがって、我々としては、そういった施設に関連するものとして、今までの基準に合致するというので、両方の整備というのに関連した経費を計上しているということでございます。

**○笠井委員** 済みません、沖縄の海兵隊の司令部が二カ所に分かれていくというふうになるんですか、この辺の整理がよくわからないんですけれども。それとも、この際だから別個のものもつくっちゃうという話になっているのか。その辺はどういうふうになっているんですか。

**◆高見澤政府参考人** お答えいたします。司令部庁舎といいましても、一つの司令部に一つの司令部だけということではございませんので、我々としては、まさにそういった司令部機能を果たすような庁舎というものは、これまでも日本側が二十八億ドルの負担ということでやってきた基準に合致をいたしますので、その内容を精査して、両方が沖縄の海兵隊の移転を促進するために十分必要なものであり、これまでの基準に合致しているということであればということ計上しているものでございます。

**○笠井委員** これも本体を見ないとなかなかわからなくて、移転することに合致しているということと、つまり、その機能がそのまま来るのか、移転に伴って、さらにこの際関連ということやするのかということもさらに究明が必要になることなので、そのものを見なきゃわからないという部分があると思います。

では、伺いますけれども、報告書の概要版には、着工することが予定されている事業ということで幾つか書いてありますが、例えば、今言ったもの以外にも、NTCSフィネガヤン地区ということで、あるいは南フィネガヤン地区とかアブラ港地区ということで、生活関連と思われる、当初から真水でやるというふうに言ってきたことのほかに、それぞれに「その他」というふうに書いてあるんです。

それが結局、米側案に基づいて真水事業で実施する必要がある施設のうち、現時点で米側より提示されているもので着工することが予定されている事業なんですけれども、「その他」というのは、これは一体何のことなんでしょうか。

**◆高見澤政府参考人** お答えいたします。

この点については、要するに、この調査の中で議論されているときに、フィネガヤン地区にいろいろな施設が当然あるわけですし、アブラ港でもいろいろな施設があるわけでございますけれども、私どもとしては、具体的にどういったものが出てくるか。ここは例えば消防署というようなものが書いてございますけれども、それが生活関連的なものとして整備される具体性を持ったものである場合もあれば、それがまたなかなか具体化してこないというような場合もあると思いますので、私どもとしては、まさにそういう基準に照らして、必要なものは支援していく、そういう考え方でございます。

**○笠井委員** 今、やってみなきゃわからないとかと言われたんですが、ここに、今私も言いましたけれども、文字どおり書いてあるのを読みますと、現時点で米側より提示されている事業があるはずです。米側案に基づいて真水事業で実施する必要がある施設ということで、こう書いてあるわけですから、提示されていて、実施する必要があるって、着工することが予定されているわけですから、「その他」なんというはずがないですよ。具体的にじゃなかったらおかしいですよ。

**◆高見澤政府参考人** お答えいたします。

その点につきましては、私、今全文のものを持っておりませんのであれでございますけれども、いずれにいたしましても、この性格は、委託をいたしまして、これから日米間で実際に事業をやっていくということを政府として別途判断するための参考材料でございますので、ここの記述が、今先生がおっしゃったようなところで何か具体的に入っているかということ、実際のこれからの予算の中に計上しているものというのは直接関係ございませんし、二十一年度予算ということで私どもが申し上げている内容は具体的になっているというふうに御理解いただきたいと思います。

**○笠井委員** そちらも今全文を持っていない。こっちも全文がないんですよ。だからこれはわからないという話なので。

今いろいろ言われましたけれども、この報告書をまとめた久米設計ということですが、委託してやったんだと言うけれども、では、勝手に久米設計が、米側案に基づいて真水事業で実施する必要がある施設というようなことを勝手に言って、現時点で米側より提示されているというのが何かとか、着工することがそのうち予定されている事業は何かなんという話を勝手に想像でやるはずがないので、具体的に提示されて、それが必要だと政府も言っているから、それを受けて彼らがやっているはずなんですよ。

そういう問題になってきて、結局、「その他」なんという形で一体何をやるかわからない。しかし、具体的にアメリカなんかも言われていて、日本も必要があると判断しているから、そういうものに基づいて、彼らが、どうやったらそれがやっけていけるかという具体的な実施要綱という形でこの策定業務をやったわけですから。

これは大臣、来年度の防衛省予算、これは防衛省の管轄ですが、グアム移転関連経費について見ますと、真水事業について日米間で共通の理解が得られたために追加要求を実施などあるわけですが、そういう形でロードマップで合意されたもの、あるいはそれ以外にも、グアム移転と直接関係ないものまで次々と共通の理解が得られたと、しかも、「その他」とかということではぼわっと書いてあるとなると、上限ということなんです、これはまた協定のときに議論しますが、上限の範囲内とはいえますけれども、結局、その範囲内であっても、日本側が財政負担する対象というのは歯どめなく広がることになるんじゃないかと思うんですが、今のやりとりを聞かれていて、どのような感想をお持ちでしょうか。

◆**中曽根国務大臣** このグアム移転に係る協定では、委員も御承知のとおり、お話にありますように、負担額の上限として二十八億ドルを規定しているわけですが、その枠組みの中で、大変厳しい財政事情を踏まえながらも、事業の概要そして費用の根拠などを適切に精査して、事業の関連予算を国会にお諮りしている、そういう考えでございます。

実際、二十一年度予算案に計上しておりますこの事業の具体的な内容、またその所要経費につきましては、政府が精査した結果、必要な事業予算を計上したものでございます。

○**笠井委員** 上限の問題はまた議論したいと思うんですけども、二十八億ドルとなっている。しかし、例えば仮として、いろいろ工夫したらやるのは二十億で済んだと。でも、八億まだあるから、アメリカが言ってきたそれに対して、また協議しながら、ぎりぎりまでは、ではさらに米側の要求でやっついこうなんという話になると、グアム移転と関係ない話まで入ってくるということになりかねない話なんですよ。

だから私は、この問題もその前提として、この協定を検討するに当たって、先ほど局長も、私どもも今手元にありませんと言いましたけれども、しかも我々も持っていないわけですから、報告書本体の開示がいよいよ大事だというふうに思っているわけです。

前回の委員会で、この問題を私も提起させていただいて、委員長からも理事会協議ということで扱いをしていただきましたが、この基本構想の策定業務に関する報告書の全文について開示をせよということに対して、防衛省はどういうふうに対応するつもりでおりますか。

◆**高見澤政府参考人** お答えいたします。

防衛省として、これまでやったいろいろな調査につきまして、既に全文を出しているものもございます。

ただ、今先生が御指摘の関係は、米側から入手した情報、これは非公表を前提にしたものが含まれていること、それから、今後の日米協議で日本側がしかるべく主張をしていくために、独自に積算した数値やその根拠等の情報も含まれておりますので、これまで概要版をお示しさせていただいたところですが、今回の委員会での御審議等も踏まえまして、今後、米側との関係も考慮した上で、可能な限りオープンにしていくことが重要であるというふうに考えております。

報告書は大部のものでございますけれども、このような観点から改めて見直していきたいというふうに考えておまして、その際、日本側が独自に積算した数値等にかかわる部分は、協議が終わるまではなかなか明らかにできないと思いますし、また、米側から入手した情報についても、改めて公表の可否等についての確認が必要でございますけれども、できるだけこの委員会の審議に資するため、情報の公開ということに心がけていきたいというふうに考えております。

**○笠井委員** 伺っていますと、黒く墨塗りという話がすぐ頭に浮かぶわけですが、大部でと言われましたが、何ページのものなんですか、大体ボリュームとしては。

それから、いろいろ検討しなきゃいけない部分があると言われましたが、では、いつまでに全体像について当委員会に対して提出するというので今進めているのか。二つ、簡単に結構です。

**◆高見澤政府参考人** お答えいたします。

報告書にはかなり細かい数字等のデータも含まれておりまして、全体としては二百ページを超える内容でございます。

それから、報告書の全体像ということで申し上げますと、我々としてはできるだけ、この審議との関係ということもございまして、来週の水曜日には全体像をお示しできるように努力をしていきたいというふうに思っております。

**○笠井委員** 出たものについて、よく過不足も含めて精査して、さらにただしていきたいと思います。 終わります。